●子どもが使用した携帯電話、高額な請 求にビックリ!

事例1 息子が、親の携帯電話を無断で 使用してインターネットに接続し、後日 8万円の請求があった。

(小学5年生の子を持つ親)

事例2 子どものために携帯電話を購入。 アクセスを制限するサービスを利用して いるが、3万円の請求があり驚いた。

(小学4年生の子を持つ親)

解説 子どもが使えるのは通話とメー ルぐらいと思いがちですが、音楽やゲー ムのダウンロードなど、さまざまな機能 を使いこなしています。請求を受けて初 めて親は気がつくということも多いので す。携帯電話の利用方法については、親 子でよく話し合って、ネットを使うと高 額なパケット料金がかかる場合もあるこ とを理解させることが大切です。月々の 料金に上限を設定できるサービスを使う のも1つの方法です。

●「廃品回収」と訪問し、トラックに載せ た後で法外な請求!

事例1)「廃品回収している。不要なもの はないか」と男性が2人突然訪れた。返 事する間も無く、物置などを見回して自 転車やストーブを引っ張り出してきた。 代金をたずねたら、「自転車1台千円」と いうので、それならと了承した。しかし、 トラックに積み込んだ後に13万円を請 求された。「戻して」と言いかけたが、 怖くて手持ちの全額11万3千円を支払っ てしまった。 (70歳代女性)

解説 巡回している廃品回収業者に声 をかけ、その後トラブルになるケースは、 全国で多く報告されています。中には、 家に上がりこみ、依頼しないものまで勝 手に持ち出すケースもあります。気軽に 家に入れないように注意しましょう。

ごみの処分方法がわからない場合は、 下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当 **☎**526578 有線⑤7784

滋賀県消費生活センター

20749 - 23 - 0999

ノーリング・オフ

暮らしの情報シリーズ

内なら一方的に解約できる制度です。 契約書面を受け取った日から8日以 売などで申し込みや契約をした場合、 るのか、具体的にご存じでしょうか。 なときにできるのか、するとどうな 「クーリング・オフ」 基本的なケース 知っているようで、案外知らない 「クーリング・オフ」が、どのよう 「クーリング・オフ」とは、訪問販 あれば無条件に契約を解除できる制 度がクーリング・オフです。 いがちです。そのため一定期間内で 店舗での購入や通信販売は、

でチェックしてみませんか。

くり考えてから購入できるため、

じっ

考える余裕もないまま契約してしま 2. 1日前、通信販売で服を購入したが、 きるのはどれでしょうか? うな不意打ち的な勧誘では、 1番です。訪問販売や電話販売のよ 1. 3日前、訪問販売で、新しい布団を 購入した。既に2晩使用している。 家で着てみるとしつくりこない。 次のうち、クーリング・ クーリング・オフできるのは、 冷静に オフで

3 4

工事が完了していても、 負担で元の常態に戻すよう要求で 用していても、 返品できる。 事業者の

5

が独自に解約や返品についてのルー リング・オフの適用はありません。 契約前にしっかりと確認しましょう。 ルを設けている場合がありますので 通信販売の場合は、 事業者

ると、どうなるでしょう。 それでは、クーリング・ オフす

•

支払った代金は全額返金を求める ことができる。

きます。

しかし、

健康食品や化粧品のよう

受け取った商品は、 で返品できる。 事業者の負担

に、食べたり使ったりすると減って

しまうもので、法律で定められた商

2

10箱のうち1箱だけ使用した化粧

購入した商品(布団類など) 品でも、残り9箱は返品できる。 を使

品は、使用した分は代金を支払わな オフの手続きについて、 れた場合と、 ければなりません。 次回は、 クーリング・オフを断ら 具体的なクーリング・ お知らせし

クーリング・ いずれも可能です。

る販売方法で契 オフが適用され

品を使用していても、 約した場合には、 の負担をすることなく契約を解除で 手続きを行えば、 たとえ購入した 消費者は一切